

第一号議案

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十二日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の特別支援教育課の項中「指導班」の下に「、高等特別支援学校開校準備班」を加え、同表の人権・同和教育課の項中「人権・同和教育課」を「人権教育・部落差別解消推進課」に改める。

第八条の二に次の一号を加える。

十 高等特別支援学校開校準備に関する事。

第十一条（見出しを含む。）中「人権・同和教育課」を「人権教育・部落差別解消推進課」に改め、同条第一号及び第二号中「人権教育行政」を「人権教育及び部落差別解消」に改め、同条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

第十八条の表の総務企画監の項の次に次のように加える。

法務調整監	教育改革・企画課	上司の命を受け、教育委員会の法務に関する事務を処理する。
-------	----------	------------------------------

第三十条第九号を削る。

附 則

この規則は、公布の日（令和二年四月一日）から施行する。

提案理由

令和四年度に開校予定の高等特別支援学校の開校準備のため、特別支援教育課に高等特別支援学校開校準備班を設置するなど、組織の改正等を行いたいので提案する。

○大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

b

改正案

現行

第一条～第三条（略）

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織

（課、所又は班の設置及び名称）
 第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。

課名	班の名称
（略）	（略）
特別支援教育課	企画・整備班、指導班、高等特別支援学校開校準備班
（略）	（略）
人権教育・部落差別解消推進課	管理予算班、人権教育推進班、連絡調整班
（略）	（略）

2（略）

第五条～第八条（略）

（特別支援教育課の分掌事務）
 第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。
 一～九（略）

第一条～第三条（略）

第二章 教育庁

第一節 本庁の組織

（課、所又は班の設置及び名称）
 第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。

課名	班の名称
（略）	（略）
特別支援教育課	企画・整備班、指導班
（略）	（略）
人権・同和教育課	管理予算班、人権教育推進班、連絡調整班
（略）	（略）

2（略）

第五条～第八条（略）

（特別支援教育課の分掌事務）
 第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。
 一～九（略）

十 高等特別支援学校開校準備に関すること。

第九条・第十条 (略)

(人権教育・部落差別解消推進課の分掌事務)
 第十一条 人権教育・部落差別解消推進課においては、次の事務をつかさどる。
 一 人権教育及び部落差別解消の推進に係る企画調整に関すること。
 二 人権教育及び部落差別解消に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(削る)

(削る)
 三 地域改善対策奨学金等貸与事業に関すること。
 四 公益社団法人大分県人権教育研究協議会に関すること。

第十一条の二 第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、所又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

(略)	職名	課、所又は班名	職務
(略)	総務企画監	(略)	(略)
(略)	法務調整監	教育改革・企画課	上司の命を受け、教育委員会の法務に関する事務を処理する。

(新設)

第九条・第十条 (略)

(人権・同和教育課の分掌事務)
 第十一条 人権・同和教育課においては、次の事務をつかさどる。
 一 人権教育行政の推進に係る企画調整に関すること。
 二 人権教育行政に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
 三 同和教育行政の企画調整及び推進に関すること。
 四 同和教育行政に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(削る)
 五 人権・同和教育推進協議会に関すること。
 六 地域改善対策奨学金等貸与事業に関すること。
 七 公益社団法人大分県人権教育研究協議会に関すること。

第十一条の二 第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、所又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

(略)	職名	課、所又は班名	職務
(略)	総務企画監	(略)	(略)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)

第十九条〜第二十九条 (略)

第三章 教育機関及び附属機関

(教育機関)

第三十条 法第三十条の規定により設置された教育機関のうち、教育委員会の所管に属するものは、学校を除き、次のおりである。

一〜八 (略)

第三十一条〜第三十三条 (略)

第十九条〜第二十九条 (略)

第三章 教育機関及び附属機関

(教育機関)

第三十条 法第三十条の規定により設置された教育機関のうち、教育委員会の所管に属するものは、学校を除き、次のおりである。

一〜八 (略)
九 大分県立総合体育館

第三十一条〜第三十三条 (略)

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

1 改正理由

令和4年4月に開校予定の「高等特別支援学校」の準備のため、特別支援教育課内に「高等特別支援学校開校準備班」を新設するなど、令和2年度の組織改正等に必要な規則改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 「特別支援教育課」内に「高等特別支援学校開校準備班」を新設

令和4年4月に開校予定の「高等特別支援学校」の準備のため、特別支援教育課内に「高等特別支援学校開校準備班」を新設する。

(第4条、第8条の2関係)

(2) 「人権・同和教育課」の名称の変更

人権教育及び部落差別解消推進のため、「人権・同和教育課」から「人権教育・部落差別解消推進課」に名称を変更する。

(第4条、第11条関係)

(3) 「教育改革・企画課」に「法務調整監」を新設

学校における重大事故等に伴う訴訟事案や情報公開請求等が増加する中、担当所属の実務を支援し、教育委員会全体の法務の調整に関する事務を処理するため、教育改革・企画課に「法務調整監」を新設する。

(第18条関係)

(4) 「総合体育館」の廃止

「総合体育館」の体育館施設を令和2年4月1日から大分市へ移管することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の教育機関から削除する（「総合体育館」のフェンシング場に関する事務は、引き続き、体育保健課が所掌する）。

(第30条関係)

3 施行期日

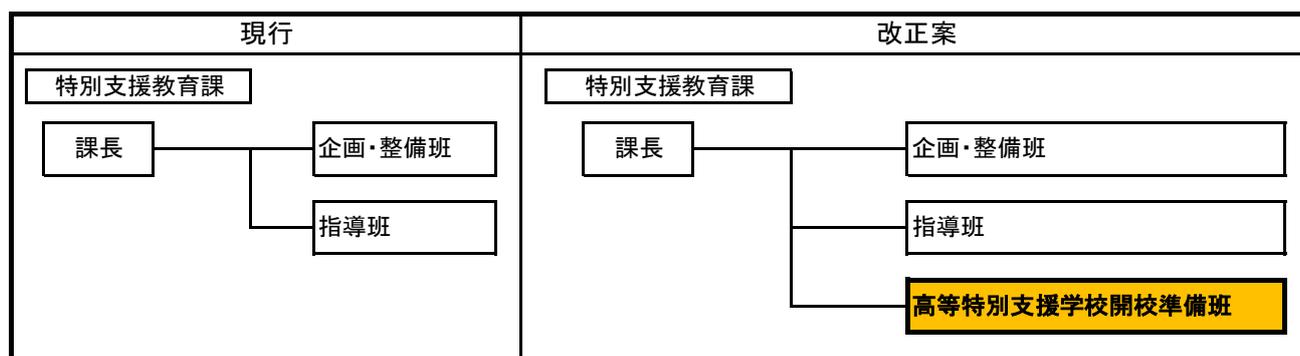
公布の日（令和2年4月1日）

令和2年度大分県教育委員会の組織改正

《本 庁》

①「高等特別支援学校開校準備班」の新設(令和2年4月)

- ◆ 令和4年4月に開校予定の「高等特別支援学校」の準備のため、特別支援教育課内に「高等特別支援学校開校準備班」を新設する。



※高等特別支援学校について

「高等特別支援学校」は、高等部単独の特別支援学校で、社会的・職業的自立ができる生徒の育成を目指し、職業教育に重点を置いたカリキュラムにより、専門的な教育を行う予定としている。

②その他課名の変更(令和2年4月)

- ◆ 現在の「人権・同和教育課」から「人権教育・部落差別解消推進課」へ課名を変更する。(課名のみの変更)

令和2年度教育庁組織（本庁）の改正



※地方機関及び教育機関(学校を除く)の組織構成は変更無し